

## 徳島市社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた市内の社会福祉施設等の事業継続への負担を軽減することを目的として、予算の範囲内で物価高騰対策に係る支援給付金（以下「給付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 給付金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす法人又は個人事業者（以下「法人等」という。）とする。

- (1) 令和8年1月1日時点で、市内において別表に掲げる施設又はサービスを提供する事業所等（以下「施設等」という。）のいずれかを運営していること。
- (2) 第4条の規定による申請の日において、別表に掲げる施設等を休止又は廃止していないこと。ただし、運営している施設等の一部を休止している法人等を除く。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の対象としない。

- (1) 徳島市暴力団排除条例（令和元年12月23日徳島市条例第25号）第2条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 市税を滞納しているとき。

3 給付金の交付は、一の施設等につき1回を限度とする。

### (交付額)

第3条 交付額は、別表の左欄に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

2 一の法人等が複数の施設等を運営している場合は、その施設等（休止している施設等を除く）ごとに前項の交付額を算定するものとする。

### (給付金の交付申請)

第4条 交付対象者は、交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、令和8年5月29日までに市長に申請するものとする。

### (給付金の交付決定等)

第5条 市長は、前条に基づく申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、給付金を交付することと決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）により、給付金を交付しないことと決定したときは、不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

### (報告及び調査)

第6条 市長は、給付金の交付に関し必要があると認めるときは、交付対象者に対し、必要な報告を求め、又は調査することができる。

2 交付対象者は、前項の規定により市長から報告又は調査を求められたときは、これに応じなければならない。

(決定の取消し及び給付金の返還等)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたと認めるときは、給付金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分について、既に給付金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の保管等)

第8条 給付金事業の申請に係る関係書類の保管の期間は、給付金の交付年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月30日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された給付金については、第6条から第8条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。